

(整理番号 0528)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和5年10月23日(月) 13時33分～15時37分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>①44円の引き上げ(地賃と同水準の引き上げ率によるもの)</p> <p>②40円の引き上げ(4%の賃上げ率を維持するもの。)</p> <p>③39円の引き上げ(歩み寄りによるもの。)</p> <p>④38円の引き上げ(歩み寄りによるものであり、最終提示。)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>①30円の引き上げ(消費者物価指数(宇都宮市)の3%を参照し、時間額を1000円台に乗せることを考慮したもの。)</p> <p>②33円の引き上げ(歩み寄りによるもの。)</p> <p>③37円の引き上げ(最終提示としたもの。)</p> <p>④37円の引き上げ(未提示、再協議するも37円で変わらず。)</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表38円の引き上げ、使用者代表37円の引き上げを提示して膠着したため、公益委員見解として37円引き上げ、時間額1,007円を提示したところ、全会一致に至り結審となった。</p> <p>審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。</p> <p>審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>次回開催日程等について確認した。</p> <p>10月30日(月) 15:00～ 第5回栃木地方最低賃金審議会(部会報告)</p> <p>11月15日(水) 第6回栃木地方最低賃金審議会(異議審:予定)</p>						

